

私は、2026年5月12日に開催された SAAF ホールディングス株式会社（証券コード：1447、東証グロース）の臨時株主総会において、適法な決議により取締役役に選任された前俊守と申します。

現在、同社において上場会社として極めて異常な事態が継続しており、投資家保護および上場維持の観点から、貴所にご報告申し上げます。

1. 臨時株主総会における適法な決議

2026年5月12日（火）午前10時より、私を招集権者として臨時株主総会が開催されました。出席株主の意思を確認のうえ、私が議長として選任され、定足数を集計の上、採決において出席株主の過半数の賛成を確認しました。その結果、現取締役の解任および私を含む取締役7名の選任議案が適法に可決されました。

2. 解任された取締役による会社占拠・登記妨害

ところが、適法に解任された現経営陣は、東京地方裁判所に地位確認仮処分命令申立事件（令和8年（ヨ）第30134号）を申し立てたことを理由に会社に居座り、現在も会社運営を継続するという異常事態が発生しています。

法務局の運用上、地位確認仮処分命令申立事件が申し立てられている以上、登記手続きを進めることができない状況にあります。その結果、取締役の地位にない者が上場会社の運営を継続するという前例のない事態が続いています。

3. 定時総会への深刻な影響

SAAF ホールディングス株式会社の定時株主総会は6月下旬に予定されており、そのための議題は5月下旬には決定しなければなりません。このまま登記が完了しない状態が続けば、招集権限を有しない取締役による定時総会の招集がなされることとなり、株主総会不存在の訴えに発展し、必要な株主総会決議が不存在と評価されたり、有価証券報告書の提出が無効とされ、ひいては上場廃止という結論にもなりかねません。

4. 貴所へのお願い

以上の状況は、上場会社のガバナンスおよび一般投資家の保護の観点から、一刻も早く是正されるべき深刻な事態です。貴所において、本件の状況をご確認いただき、適切なご対応をいただきますよう、お願い申し上げます。